

# 事務局説明資料

---

2024年11月7日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

I	第一回における主なご意見	2
II	クロスボーダー収納代行への規制	4
III	前払式支払手段の寄附への利用	13
IV	暗号資産交換業・電子決済手段等取引業における資産の国内保有命令	20
V	ご議論いただきたい事項	25

# I 第一回における主なご意見

# 第一回における主なご意見

## クロスボーダー収納代行への規制について

- 利用者保護の観点から、資金移動業に類似した業務を行っている場合には資金移動業としての登録を求め、資産の保全等を義務づけるべき。
- マネロンや犯罪利用の観点から、見直しは喫緊の課題。
- マネロン対策の実行のためには、事業者に対し、参入規制の下で体制整備を求め、継続的な監督対応を行うことが必要。また、段階的に国内送金を介して資金が海外に出ていく場合には、国内送金も規制の対象とする必要がある。受取人の資産保護もより一層確保すべき。
- クロスボーダーの場合、国内送金に比べてリスクが明らかに大きくなることにも鑑みて、基本的に為替取引に該当すると整理するところから議論を出発し、規制の必要性やあり方を検討するのが良いのでは。
- どのような理由でクロスボーダーの場合だけ為替取引になるのかという観点も含めて、こういった規制をどういった範囲に及ぼすべきなのかについて考える必要がある。
- どんなサービスが広まっていて、どのような問題があるのか、実態も踏まえて議論する必要。
- クロスボーダーであれば一律にリスクがあると整理するのではなく、国内の収納代行と同様、問題がないケースは引き続き為替取引規制の対象外とすることで、一律の規制により有益なサービスを営むことが阻害されないよう、利用実態の把握を先行すべき。
- 現状の課題に対し、資金移動業登録を義務づけることが本当に解決策になるのか検討が必要。
- とても早いスピードで多様なビジネスが生み出されている中で、クロスボーダーの取引を日本国だけでコントロールできる仕組みづくりは限界があり、他国との間や行政間で連携が必要。また、国内事業者が海外事業者の破綻リスクを全部背負うのか、コスト面含め議論する必要。

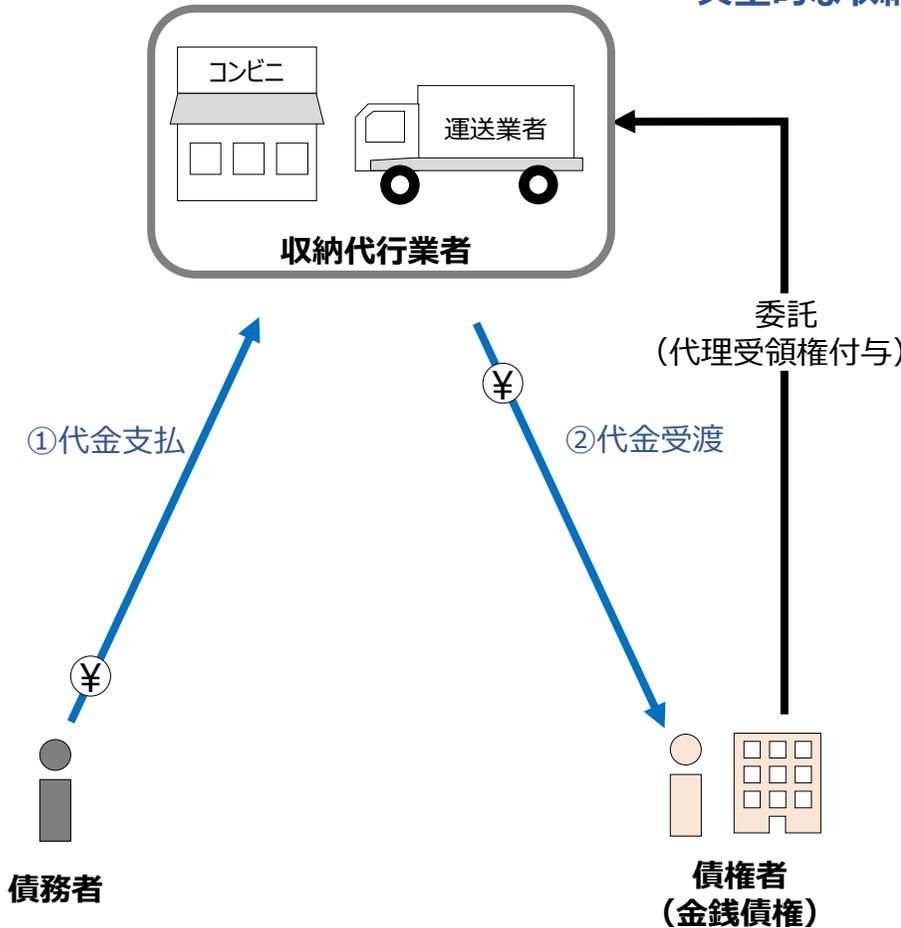
## 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者に対する資産の国内保有命令について

- 利用者保護の観点から、資金決済法においても資産の国内保有命令を出せるよう措置することに賛成。
- 現物取引が量的にも割合的にも大きいことを考慮すれば、資産の国内保有命令を発出できるよう措置することが必要。
- 現時点で問題が顕在化していないものの、将来に備えておくというフワードルッキングな見直しには賛成。
- 運用のスピードや新規参入者の参入障壁にならない形で、利用者保護の観点から信頼ある金融基盤を作っていく点についてしっかり議論する必要。
- 資金決済法において、暗号資産交換業者が顧客のために分別管理する暗号資産に対し、顧客は優先弁済権を有することが認められている。優先弁済権の対象となる暗号資産が暗号資産交換業者から流出すると、優先弁済権の対象となる財産は減少するが、利用者には流出を妨げる手段が存在しないと解されている。暗号資産交換業者自らが秘密鍵を管理するウォレットでの管理を認めることで、暗号資産が社外に流出し、利用者が損害を被ることを妨げる仕組みは非常に重要であり、資産の国内保有命令もそのような仕組みの一つとして位置づけることができるのではないか。

## Ⅱ クロスボーダー収納代行への規制

- 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月）において、下記のような典型的な収納代行については「為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くない」と整理された。
- ※ 同報告書を受け、2020年の資金決済法改正において、一部の収納代行（いわゆる「割り勘アプリ」等、債権者が個人であるもの）について為替取引に該当することが法文上明示的に規定された。
- あわせて、「今後、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当」と取りまとめられている。

## 典型的な収納代行サービスのイメージ



コンビニ、運送業者等の事業者が、債権者から代理受領の委託を受けて、  
 ①債務者から商品等の代金を受領し、  
 ②債権者に受け渡す。  
 （コンビニでの公共料金支払等で利用され、運送業者が行う代金引換サービスも同様の仕組みとされる。）

金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月）（抄）

- ・収納代行のうち、  
 ①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、  
 ②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合には、…、為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くないと考えられる。
- ・今後とも、収納代行を巡る動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当。

## (参考) 国会における附帯決議

- 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
  - 衆議院財務金融委員会（2020年5月27日（第201回国会））

十二 収納代行については、継続して実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備や規制の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、改正資金決済法第二条の二の要件に該当しない場合であっても、為替取引に該当するときは、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。
  - 参議院財政金融委員会（2020年6月4日（第201回国会））

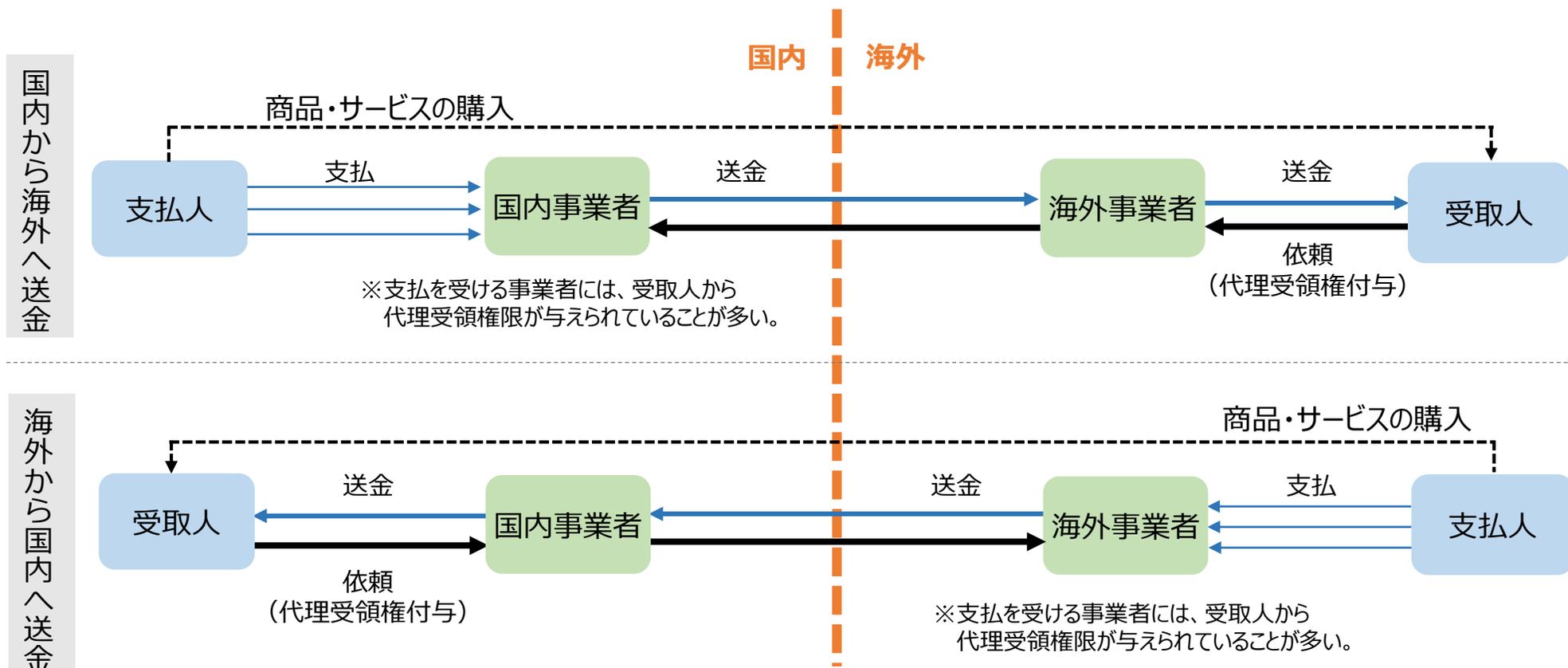
十二 収納代行については、今後も継続してその実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、為替取引として規制される対象範囲の明確化を図り、事業者の予見可能性を高めるよう配慮するとともに、為替取引に該当するときは、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。

# クロスボーダー収納代行とは

- **収納代行**とは、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を收受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為が典型的なものと考えられる。

※ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」（2019年12月20日）

- **クロスボーダー収納代行**とは、収納代行のうち、国内と国外との間で資金移動が行われるものを想定。



(注) スキーム図は金融庁が把握した事例を基に作成した一例

# (参考) クロスボーダー収納代行の例

金融庁による個別事業者に対する  
ヒアリング等による調査結果

業種 (資金の流れ)	主な内容 (目的となる商品・サービス等)	主な支払人	主な受取人	主な利用目的	1件当たりの 取引額目安
取引仲介 プラットフォーム (国内⇔国外)	自身の運営するプラットフォーム上で取引される商品・サービスの代金・利用料金の受取りを売主やサービス提供者に代わって実施  例：宿泊予約プラットフォーム	個人・法人	個人・ 法人（宿泊施設等）	プラットフォーム利用料の徴収、利用者個人情報の保護等	数百円～数十万円
海外ECに係る 商品購入代行等 (国内→国外)	・衣類・雑貨・オンラインゲーム等の各種商品・サービスの代金・利用料金の受取りを売主やサービス提供者に代わって実施 ・海外ECサイトにおける商品購入の代行者の依頼により、国内の支払者から商品購入代金等を受領	個人	法人	支払者の利便性の確保等	数百円～数十万円
決済代行 (国外→国内)	各種決済手段に係る加盟店精算金の受取りを代行	法人 (加盟店管理会社、 決済手段発行者等)	法人 (加盟店等)	精算業務の効率化等	数万円～数千万円

(注) 海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等の事案において、収納代行と称する送金スキームが用いられる場合もある。

# クロスボーダー収納代行に対する規制の必要性

- クロスボーダー収納代行業者は、銀行や資金移動業者等が行う国際送金と同様の機能を果たしているが、我が国においては金融規制が必ずしも課されておらず、銀行や資金移動業者等との間で規制・監督における整合性がとられていない。
- **クロスボーダー送金に関して、同じ活動、同じリスクについては、同レベルの規制・監督が適用されるべき (Same activity, same risk, same regulations)** との国際基準設定主体における議論 (※) もある中で、クロスボーダー収納代行業者に資金移動業者に係る規制を及ぼすことが考えられる。
- また、国際的な商取引が社会の中に着実に根付く中で、その決済手段である国際送金の安全性や確実性等を確保することは、利用者保護等の観点から重要。もっとも、国際送金には世界共通の統一的なルールやシステムがなく、複数の法域に所在する事業者間の協力により成立しているという実態があり、その安全性や確実性の確保は各法域に所在するそれぞれの事業者を規律する制度に頼らざるを得ない。そのため、特に国内利用者の保護の観点から、**クロスボーダー収納代行につき適切な規律を設ける必要性は高い**と考えられる。

※金融安定理事会による市中協議文書「Recommendations for Regulating and Supervising Bank and Non-bank Payment Service Providers Offering Cross-border Payment Services (クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告)」(2024年7月16日)

2023年2月に公表された「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：G20目標達成のための優先アクション」に掲げられた優先アクションの1つとして、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を適用する」との原則 (the principle of “same activity, same risk, same regulation”) に基づき、クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンク (資金決済サービス事業者) の規制・監督について、銀行・ノンバンクの活動に係るリスクに比例した形での整合性を改善するための勧告案が提示された。(2024年9月9日まで市中協議)

## [市中協議文書の勧告]

- 勧告1 銀行と非銀行を含む送金事業者のリスク評価を行う。
- 勧告2 リスク評価に基づき、銀行・非銀行に対する規制がそれぞれのリスクに対処できるものか、リスクに対して比例的なものであるか、整合的に適用されているかを評価し、必要に応じて法、規制、監督 (オーバーサイト) の在り方を見直す。
- 勧告3 規制・監督を通じて顧客保護を行う。
- 勧告4 当局は、ガイダンスの公表などにより、規制・監督の透明性を確保する。
- 勧告5 当局は、PSPに係るライセンスや登録制度を見直し、顧客保護の実施を確実なものとする、また、ライセンス付与や登録の過程で適合性テストや (fit and proper test) AML/CFTのコンプライアンスプログラムの評価などを実施する。
- 勧告6 法域内及び法域間で当局間の情報交換を行う。また、情報やデータに対するアクセスを確保し、包括的なリスク評価やリスク対応を可能にする。

# クロスボーダー収納代行において考えられるリスク

- クロスボーダー収納代行は、法域を跨って決済をすることから、以下のようなリスクがあり、国内で完結するものと比較して、利用者保護等の施策・措置が必要と考えられる。

## (1) 支払人の二重支払のリスク

- ・クロスボーダー収納代行では、一般に国内外に複数の仲介者が介在するため、適切に代理受領権の設定がなされていない可能性がある。また、契約上代理受領権が設定されていても、紛争が生じた場合、国際私法の問題（準拠法の不確実性等）により当該代理受領権の設定が有効と判断されるか不確実である。また、海外における裁判対応等で支払人が負担を強いられる可能性がある点も留意が必要。
  - 資金移動業者には資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎が求められる（資金決済法第40条第1項第3号）。こうした措置を通じ支払人の二重支払リスクを軽減させることが可能。

## (2) 資金決済の遅延等リスク

- ・クロスボーダー収納代行では、一般に法域を跨がって複数の者が資金決済に関与するため、国内のみで完結する収納代行と比較し、資金決済の遅延等が発生するリスクが高い。
  - 資金移動業の登録により、体制整備義務（資金決済法第40条第1項第4号）や委託先管理義務（同法第50条）を課すことを通じ、リスク軽減が可能。また、資金決済の遅延等が発生しても、当局から当該業者に早期の原因究明や、要すれば是正措置を求めることが可能（同法第54条、55条）。

## (3) 利用者情報保護上のリスク

- ・収納代行にて取り扱われる利用者情報（支払人等の氏名や支払金額等の決済情報等）には、個人情報や経済的価値が高い情報が含まれている。クロスボーダー収納代行においては、利用者情報の越境移転を伴う可能性が高く、移転先の法域の情報保護法制の在り方によっては利用者の権利利益を侵害する恐れがある。
  - 個人情報の保護については、収納代行業者も含めて、個人情報保護法により既に一定の規制がなされているものの、資金移動業者の登録を求める場合には、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を適用し、個人データの越境移転に係る同意取得の際に追加的な取組みを促すことが可能となる（同ガイドライン第13条）。また、個人情報に該当しない情報を含め、資金決済法に基づく安全管理措置の対象とすることが可能となる（資金決済法第49条）。

## (4) 詐欺、マネー・ローンダリング等の不正利用リスク

- ・詐欺事案や違法賭博における送金に関して、クロスボーダー収納代行が悪用された事例では、その資金の追跡が困難となる。
  - 資金移動業の登録により、犯罪収益移転防止法の適用を通じて適切な監視を及ぼすことが可能となり、外為法・国外送金等調書法といった国際送金を行う業態に課される規制も適用されることとなる。

# (参考) 資金移動業者の登録を行った場合に課せられる主な規制

	第一種資金移動業 [認可制]	第二種資金移動業 [登録制]	第三種資金移動業 [登録制]
送金 上限額	上限なし	100万円以下/件	5万円以下/件
利用者資金 の滞留	原則滞留不可 送金額・送金日・送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下
利用者資金 の保全方法	供託/保証/信託で全額保全		左記に代えて 預金管理も可
	営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全	
	保全/管理状況について四半期ごとに監督当局に報告		
財務要件	適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者資金を原資として貸付けを行うことを防止するための措置</li> <li>・第三者による不正利用が行われた場合における損失補償方針の情報提供</li> </ul>		
		預金管理のリスクの情報提供	

犯罪収益 移転防止法	①取引時確認、②確認記録及び取引記録の作成・保存、③疑わしい取引の届出、 ④コルレス契約締結時の厳格な確認、⑤外国為替取引に係る通知、⑥取引時確認を的確に行うための措置の義務
外為法	①顧客の本人確認、②本人確認記録の作成・保存、③適法性確認、④適法性確認のための態勢整備
国外送金等 調書法	国外送金等に係る為替取引をする場合、顧客の氏名・住所等の事項を記載した調書を所轄税務署長へ提出 等

資金決済法上の規律

資金決済法以外

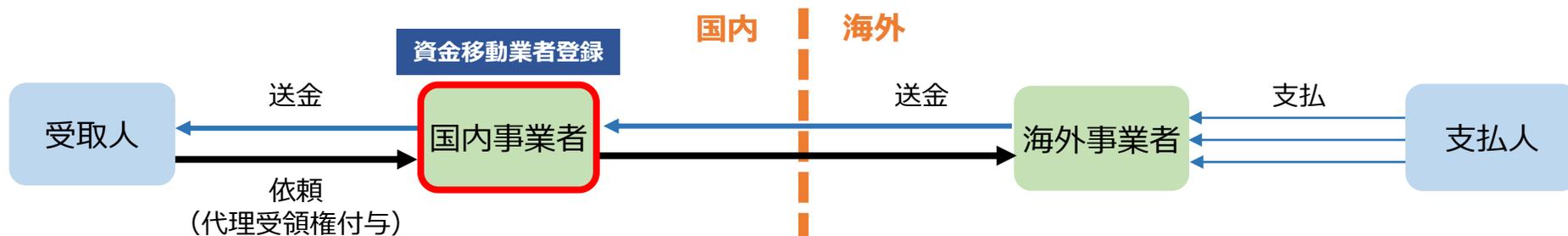
# 規制の対象とすべき者（案）

- クロスボーダー収納代行においては、国内外に複数の仲介者が介在するケースが想定されるところ、為替取引の判例上の定義（※）に基づく、資金移動業者の登録が必要な者は、以下のとおり整理することが適当か。

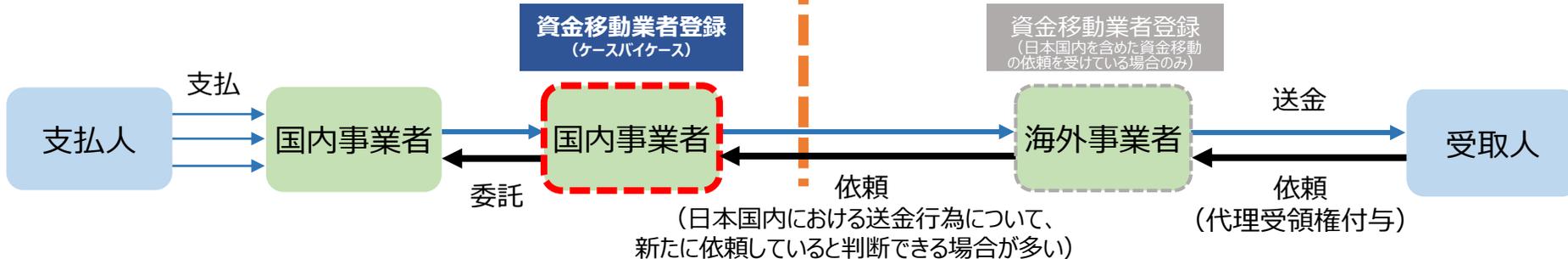
※「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」（平成13年3月12日最高裁第三小法廷決定）

- ✓ クロスボーダー収納代行の依頼を引き受けた者が為替取引の行為者であり、その者において資金移動業者の登録が必要。
- ✓ 為替取引の行為者からその業務の一部の委託を受けて、行為者の指導・監督の下に、クロスボーダー収納代行の一部を行うに過ぎない者（委託先）は、独自に為替取引を営んでいるわけではないため、原則資金移動業者の登録は不要。

海外から国内へ送金（例）



国内から海外へ送金（例）



### Ⅲ 前払式支払手段の寄附への利用

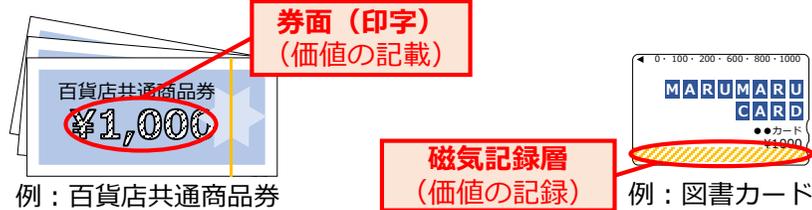
# 前払式支払手段の区分

- 前払式支払手段については、財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分や、価値の電子的な移転・譲渡の可否に応じた区分ができる。

## 財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分

「紙型」・「磁気型」 (シェア 2.2%) (注)

〔 価値は券面に記載 (「紙型」) 又は磁気記録層に記録 (「磁気型」) 〕



(参考) 古物営業法の物品に当たるものについては同法が適用され、買取額が1万円以上となる場合には、古物商において本人確認が必要となる。

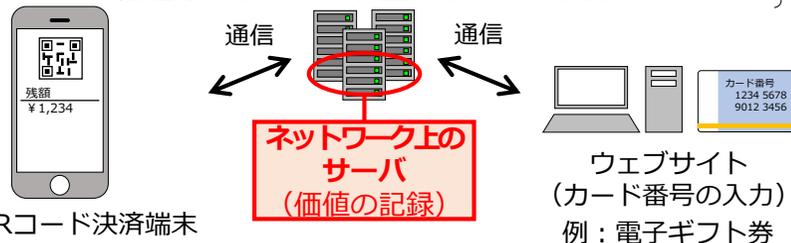
「IC型」 (シェア 47.2%) (注)

〔 価値はICチップに記録 〕



「サーバ型」 (シェア 50.6%) (注)

〔 価値はネットワーク上のサーバに記録 〕



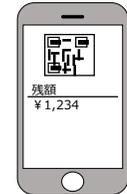
(注) 日本資金決済業協会「第26回発行事業実態調査統計 (令和5年度版)」に基づき金融庁算出。発行額ベース (自家型・第三者型の合計)。

## 価値の電子的な移転・譲渡の可否に応じた区分

### 価値の電子的な移転・譲渡不可



例：交通系ICカード



例：QRコード決済端末

### 価値の電子的な移転・譲渡可

「番号通知型」

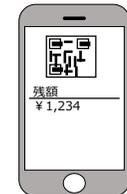
〔 発行者が管理する仕組みの外で、番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能なもの 〕



例：電子ギフト券

「残高譲渡型」

〔 発行者が管理する仕組みの中で、アカウント間での残高譲渡が可能なもの 〕

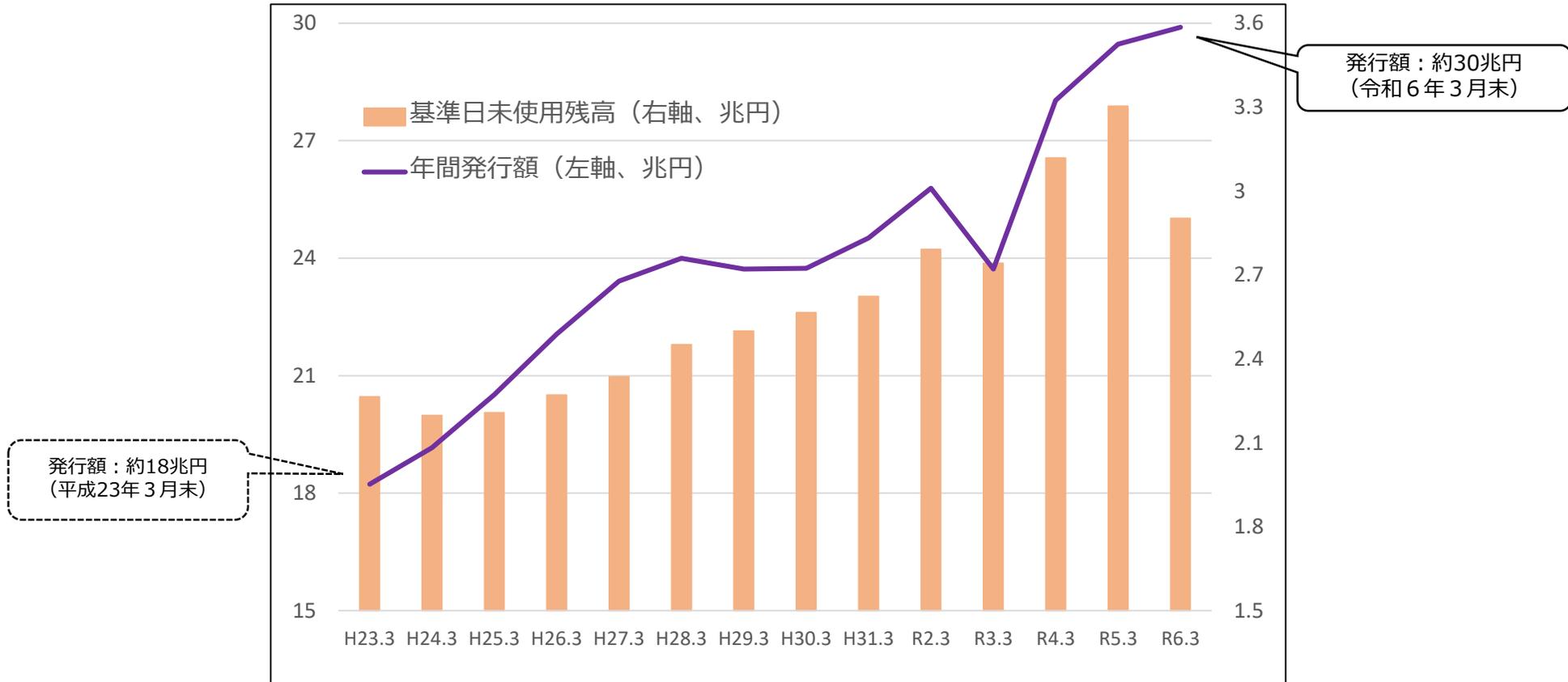


例：QRコード決済端末

# 前払式支払手段の発行額

- 前払式支払手段の発行額については、足下のキャッシュレス進展を受け、制定時以降増加傾向にある。

## 前払式支払手段の発行額等



(出典) 日本資金決済業協会公表資料より金融庁作成

## 前払式支払手段を寄附に利用することへのニーズ

- 資金決済法施行後、キャッシュレス手段として前払式支払手段が浸透するにつれ、前払式支払手段を寄附に利用したいという要望が寄せられている。

○金融庁ウェブサイト「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」（2020年6月26日、2021年3月19日更新）（抄）

【照会内容】前払式支払手段により「国税」、「地方税」及び「ふるさと納税」を支払うことは可能か

【回答内容】前払式支払手段により「国税」、「地方税」及び「ふるさと納税」を支払うことは可能と考えます

○令和6年 地方分権改革に関する提案（2024年7月19日）（抄）

【提案事項名】電子マネー・QRコード決済等の前払式支払手段による地方自治体等への寄附を可能とすること

【求める措置の具体的内容】

キャッシュレス決済のうち前払式支払手段（サーバ型電子マネーやQRコード決済等）による**地方自治体や法律に基づいて設置された認可法人、特に公益性が高いと考えられる公益法人**への寄附を可能とすること。

【第1次回答】

前払式支払手段による寄附行為は、資金決済に関する法律第3条第1項に規定する「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合」に該当する必要があります。この点、金融庁のウェブサイトに掲載している「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」においてお示ししているとおり、前払式支払手段により「ふるさと納税」を支払うことは可能としています。国税庁公表の「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」によると、災害により被害を受けられた方を支援するために支払う義援金や寄附金（最終的に地方公共団体に拠出される一定のもの）のうち、

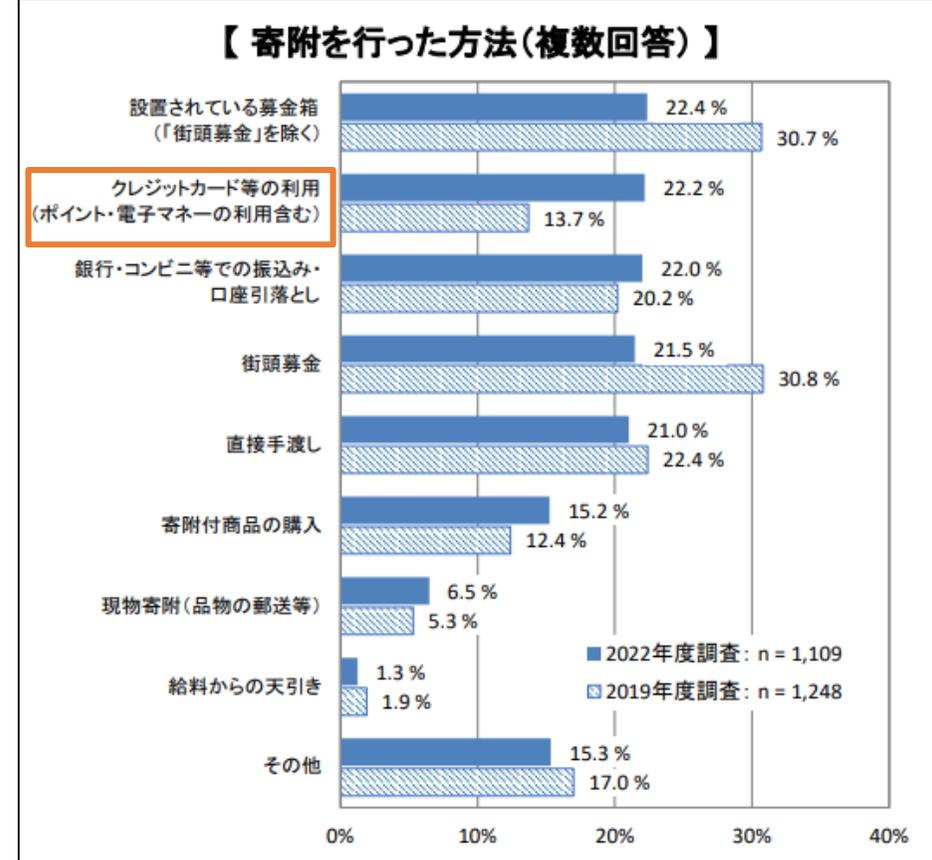
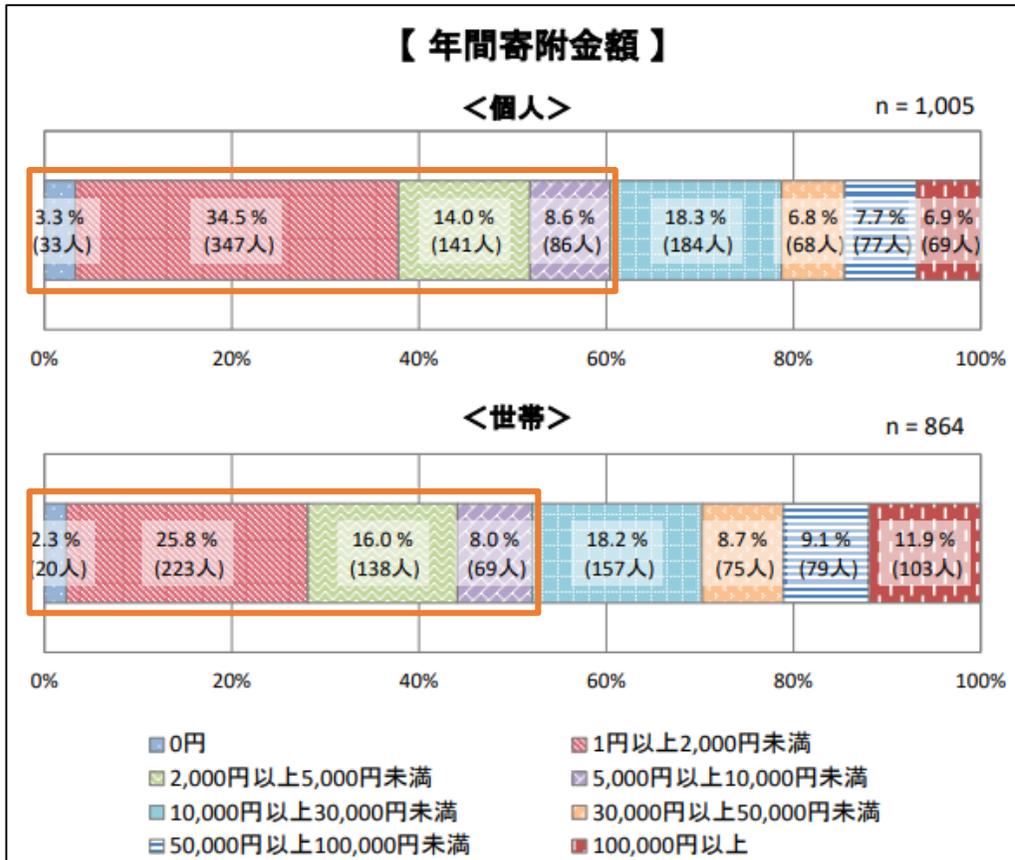
- ・被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等
- ・日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会等
- ・募金団体

への支払いで専用口座を設けている場合等については、原則「ふるさと納税」に該当するとされております。上記スキームの下で日本赤十字社や社会福祉法人等への前払式支払手段による寄附は資金決済法上すでに可能となっており、実際に、ふるさと納税に該当する義援金を前払式支払手段で受け付ける自治体の事例が見られるところですので、御検討中のスキームがあれば、お近くの財務局・財務事務所まで御相談いただければと思います。

ふるさと納税の要件に該当しない寄附を前払式支払手段で支払うことの可否については、社会的なニーズや課題等も踏まえながらよく見極めていきたいと考えています。

# 寄附の実態について（金額及び方法）

- 内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査」（2023年9月）によると、
  - ✓ 年間寄附金額について、1万円未満が個人では約6割、世帯では約5割を占めている。（年間寄附回数は、2回以下が過半数（56.2%））
  - ✓ 寄附を行った方法としては、募金箱での現金寄附に次いでクレジットカード等（ポイント・電子マネー含む）が2番目に多く、前回調査（2019年）から大きく増加。



（出典）内閣府「2022年度（令和4年度）『市民の社会貢献に関する実態調査』の結果について〈概要版〉」  
 ※事務局にて囲み追加

## 1. 基本的な考え方

- キャッシュレス手段を通じた寄附のニーズが高まっており、主要なキャッシュレス手段である前払式支払手段を通じた寄附を可能にすることは、公益増進の観点から意義が認められる。
- 他方、前払式支払手段の用途拡大の要望をこれまで極めて限定的にしか認めてこなかった主な理由は、為替取引規制の潜脱の防止にあることを十分に踏まえる必要。また、前払式支払手段の寄附への利用を認めた場合には、寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺を誘発するおそれがあることにも留意すべき。
- 従って、寄附を全て認めるのではなく、寄附金受領者や金額に一定の制限を課した上で認めることとしてはどうか。

## 2. 対応案

### <寄附金受領者の限定>

- 要望を踏まえると、(1) 国、地方公共団体、(2) 法律に基づいて設置された認可法人 を寄附金受領者とすることが考えられるか。寄附金控除の枠組みを参考に、更に広げる余地があるか。

### <上限額の設定>

- 年間寄附金額について、1万円未満が過半を占めていること、一般的な交通系ICカードのチャージ上限額が現状2万円であることを考えると、1回当たり1～2万円とすることが考えられる。

### <なりすましへの対応>

- 寄附金受領者の限定、上限額の設定により、マネー・ローンダリングや詐欺のリスクは軽減できたとしても、何者かが寄附金受領者になりすまして寄附金を募る等のリスクを排除できないおそれがある。
- こうしたなりすましのリスクには、
  - ✓ 発行者による加盟店管理
  - ✓ 一定の場合を除いての払戻し禁止
  - ✓ 高額電子移転可能型前払式支払手段については犯罪収益移転防止法上の取引時確認が必要であること等で対応を図っていくことが可能と考えられる。

# (参考) 前払式支払手段の譲渡についての過去の整理、寄附金控除の対象となるもの

## ○金融審議会金融分科会第二部会決議に関するワーキング・グループ報告（2009年1月）（抄）

### 1. 前払式支払手段に関する制度整備

#### (2) 前払式支払手段に関するその他の制度整備

##### ② 前払式支払手段の換金・返金

前払式支払手段の譲渡については、現在規制されておらず、換金・返金が原則として禁止されるのであれば、譲渡により不正送金や脱法行為が生じるリスクは低いと考えられ、引き続き規制の必要はないと考えられる。しかし、譲渡が自由に行われ、換金・返金も自由に行われる場合は、為替取引としての機能を有することも考えられ、前払式支払手段としての性格を変えることとなるため、資金移動サービス（後述）として事業が行われると整理することが適当と考えられる。

## ○寄附金控除（所得税法第78条第2項）（※）の対象

※納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合に、受けられる所得控除。

※学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益がおよぶと認められるものおよび政治資金規正法に違反するものなどは、特定寄附金に該当しない。

- (1) 国、地方公共団体に対する寄附金（その寄附をした人がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした人に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人または団体に対する寄附金のうち、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの
- (3) 公共法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの（上記（1）および（2）に該当するものを除く。）
- (4) 主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (5) 個人が支出した政党等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの（寄附をした人に特別の利益がおよぶと認められるものおよび政治資金規正法に違反するものを除く。）
- (6) 特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたものなど（いわゆる認定NPO法人等）に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関するもの
- (7) 特定新規中小会社により発行される特定新規株式を払込みにより取得した場合の特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額

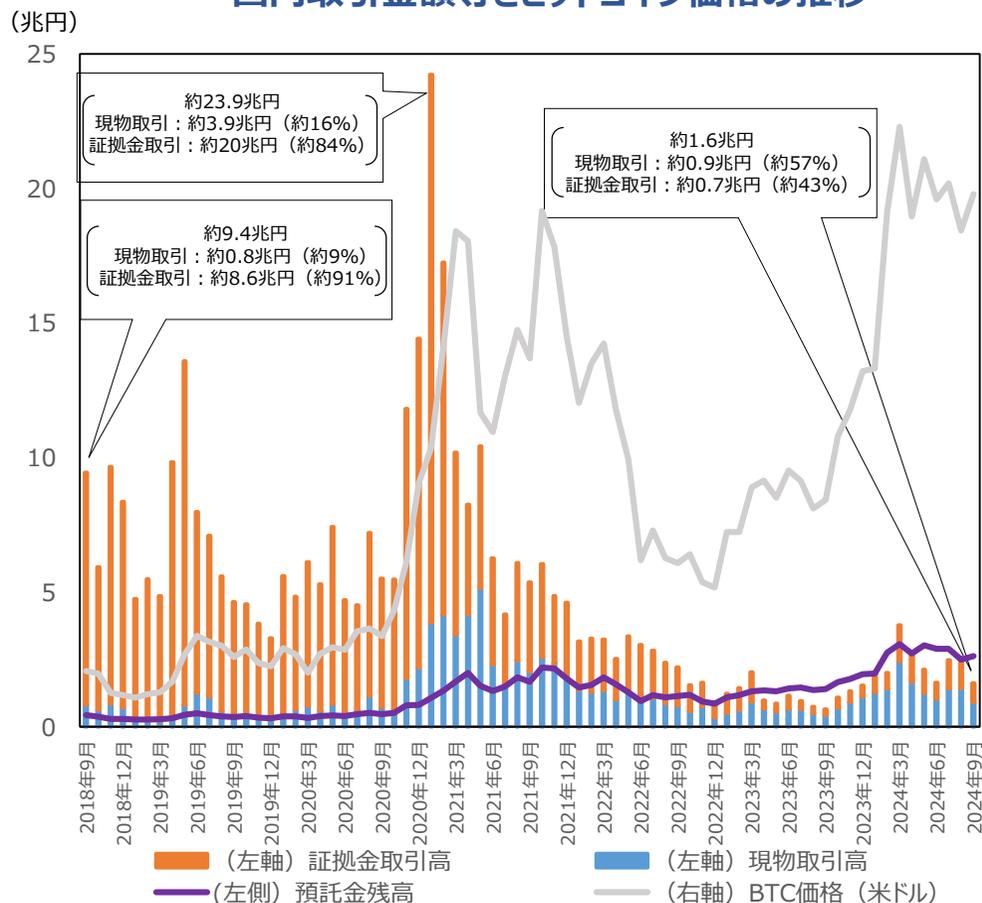
出典：国税庁HP タックスアンサー「No.1150 一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)」

## IV 暗号資産交換業・電子決済手段等取引業における 資産の国内保有命令

# 暗号資産① 暗号資産交換業者の状況

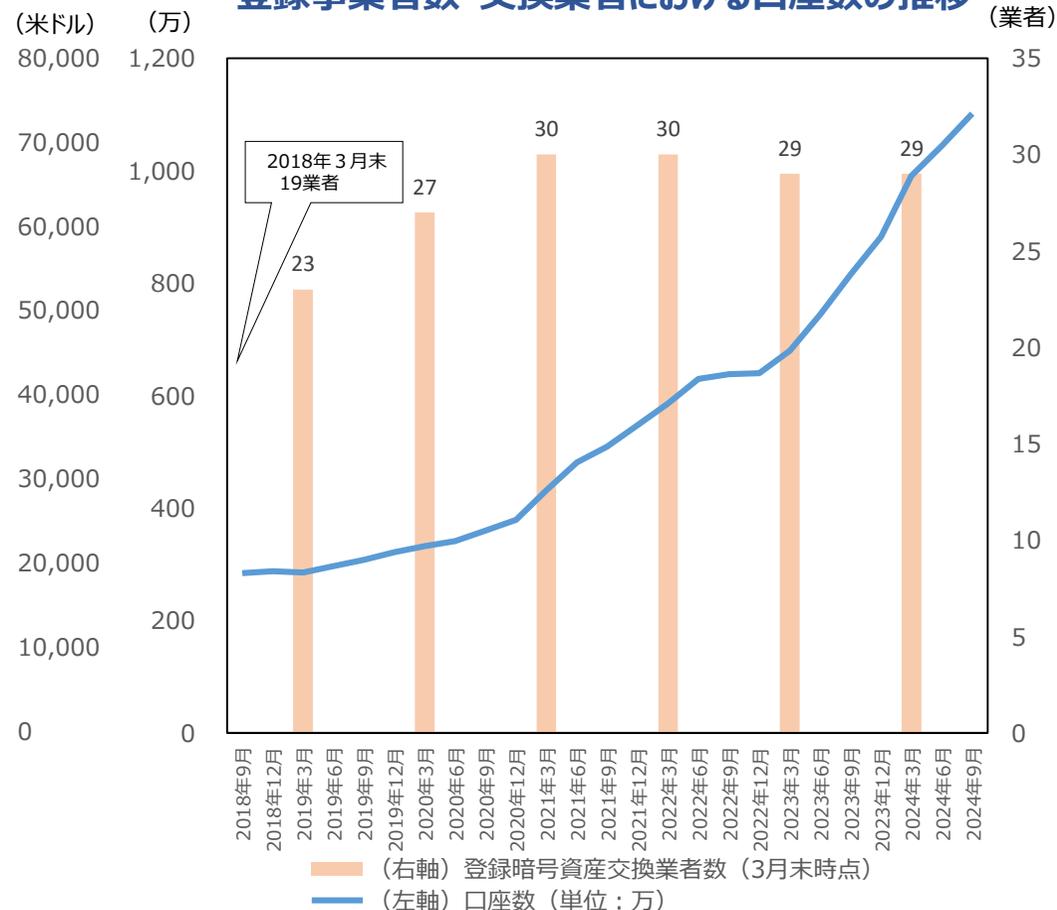
- 2024年9月の国内取引金額は約1.6兆円（現物取引：約0.9兆円、証拠金取引：約0.7兆円）
- ビットコイン価格は、2024年3月末時点ではおよそ71,334米ドル（約1,080万円）と過去最高値を更新、2024年9月末の国内口座数は約1100万口座を突破しており、利用者は拡大し続けている。
- 暗号資産交換業者は、29業者（2024年10月31日時点）である。

## 国内取引金額等とビットコイン価格の推移



(出典) 日本暗号資産等取引業協会公表資料より金融庁作成

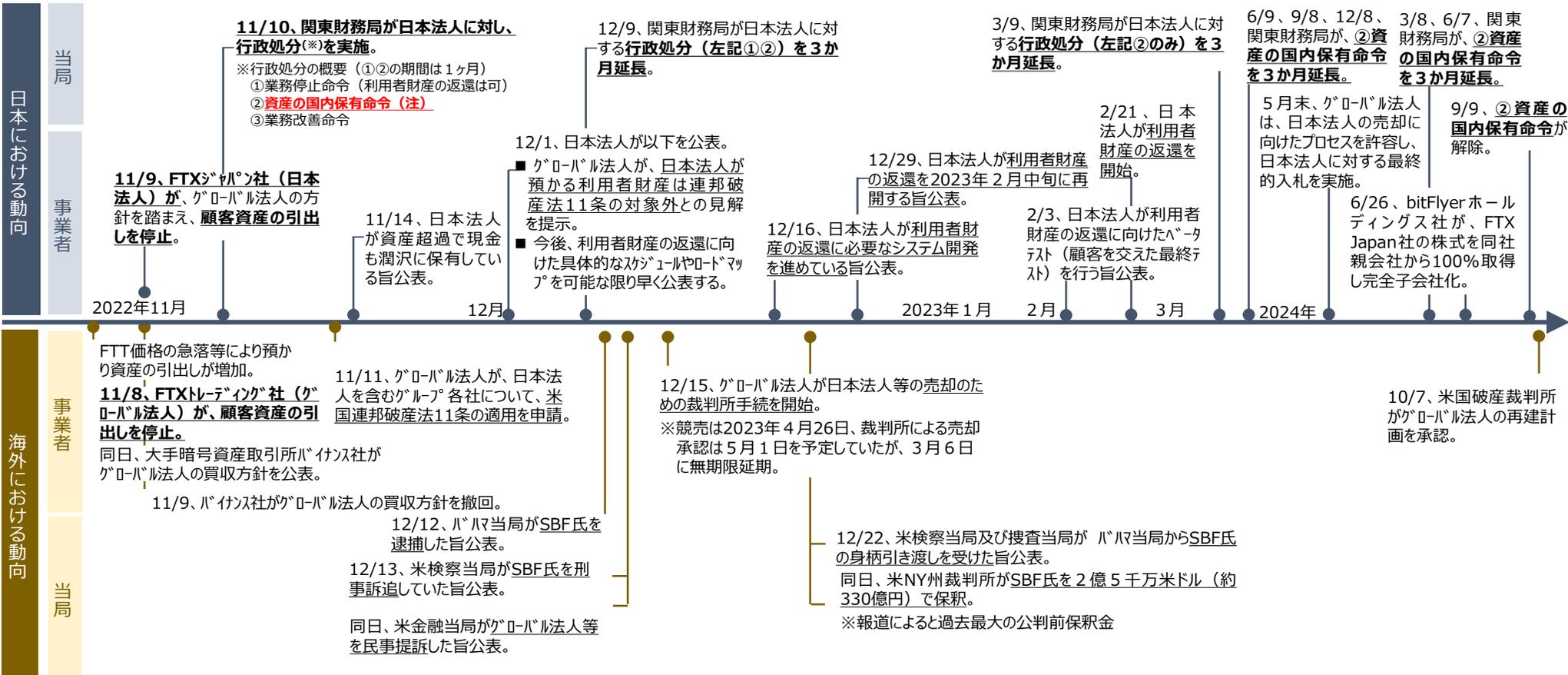
## 登録事業者数・交換業者における口座数の推移



(出典) 日本暗号資産等取引業協会公表資料及び金融庁資料より作成

# 暗号資産② FTX事案の経緯

- 2022年11月、FTX Japan（暗号資産交換業者・第一種金融商品取引業者）の親会社であるFTX Trading Limitedが破綻したことを受け、財務局は金融商品取引法に基づきFTX Japan社に対して資産の国内保有命令を発出した。その結果、同社の資産の国外流出を防止できた。
- 一方、資金決済法においては、資産の国内保有命令は措置されていない。全事業者のうち、半数以上は暗号資産の現物取引のみを行っており、そうした金融商品取引業登録を受けていない事業者が破綻した場合、資産の国内保有命令を発出できず、当該業者の破綻時等に顧客の資産の国外流出を防止できないおそれがある。



(注) 金融商品取引業者に対しては、破綻時など公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認める場合に、金融商品取引法第56条の3に基づき資産の国内保有命令を発することができる。

## 現行の規制の枠組み等

- 資金決済法上、顧客の暗号資産の国内管理は求められておらず、また資産の国内保有命令が措置されていない。そのため、暗号資産交換業者の破綻時等においても、顧客の暗号資産の国外への流出を防ぐ法的手段がない。
  - ※ 暗号資産のデリバティブ取引を行っている業者については、第一種金融商品取引業者としての登録を受けているため、金融商品取引法第56条の3に基づき資産の国内保有命令を発出することが可能であるが、2024年10月31日時点では、暗号資産交換業者29業者のうち21業者は、暗号資産の現物取引のみを取り扱っており、第一種金融商品取引業者としての登録は受けていない。
- 電子決済手段等取引業者については、現時点で登録業者は存在しないが、今後グローバルに活動する登録業者が現れることも想定される。資金決済法上、顧客の電子決済手段の国内管理は必ずしも求められておらず、資産の国内保有命令も措置されていない。そのため、電子決済手段等取引業者の破綻時等においても、顧客の電子決済手段の国外への流出を防ぐ法的手段がない。

	顧客の「金銭」	顧客の「暗号資産」	顧客の「電子決済手段」
管理方法	信託	原則：コールドウォレットによる 分別管理 例外：ホットウォレットによる 分別管理	(1)原則：信託 (2)例外①：自己信託 (3)例外②：分別管理
管理場所	原則：国内で管理（※） (国内の信託会社等への信託)	<u>国内管理の要件なし</u>	(1)原則：国内で管理（※） (2) <u>国内管理の要件なし</u> (3) <u>国内管理の要件なし</u>

※ 「信託会社等」には外国信託会社も含む（資金決済法第2条第26項）。もっとも、2024年10月31日時点において、外国信託会社の免許・登録を受けた者は存在しない。

## 見直しの方向性（案）

- 金融商品取引業者に対する資産の国内保有命令の規定を参考に、資金決済法においても暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者に対する資産の国内保有命令を規定することが考えられる。

	（案）暗号資産交換業者・ 電子決済手段等取引業者	（参考・現行の規制） 金融商品取引業者
根拠	（新設）	金商法第56条の3 金商法施行令第17条の2 金商業府令第208条
対象	全ての暗号資産交換業者・ 電子決済手段等取引業者	全ての金融商品取引業者
要件	公益又は利用者の保護のため必要かつ 適当であると認める場合	公益又は投資者保護のため必要かつ 適当であると認める場合
対象資産	貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から非居住者に対する債務の額を控除して算定される額に相当する資産	貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から非居住者に対する債務の額を控除して算定される額に相当する資産

## V ご議論いただきたい事項

## クロスボーダー収納代行への規制

- クロスボーダー収納代行に当たるサービスについて、資金移動業者の登録を受けることなく提供しているケースがある。このようなサービスについて、二重支払リスク・資金決済の遅延リスク等に対処する観点から為替取引規制を適用し、規制の対象とすることについてどう考えるか。
- クロスボーダー収納代行に為替取引規制の適用を行うに当たり、クロスボーダー収納代行の依頼を引き受けた者を規制対象とすることをどう考えるか。

## 前払式支払手段の寄附への利用

- 前払式支払手段の寄附への利用を認めることについてどう考えるか。利用を認める場合、寄附金受領者の限定や上限額の設定についてどう考えるか。
- 寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等の悪用リスクを軽減するために、追加的に措置を講じることが考えられるか。

## 暗号資産交換業・電子決済手段等取引業における資産の国内保有命令

- 現行の資金決済法では、暗号資産交換業者に対して資産の国内保有命令を発出することができない。グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に国内利用者の資産の返還を担保するため、資産の国内保有命令を発出することができるよう規制を導入することについてどう考えるか。
- 同様の考え方にに基づき、電子決済手段等取引業者についても、資産の国内保有命令を発出することができるよう規制を導入することについてどう考えるか。